

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成○年○月○日、A会社に雇用され、同社からB所在のC会社（以下「会社」という。）に出向し、D事務所との業務委託契約により、平成○年○月○日からE出張所（以下「本件出張所」という。）に担当技術者として配置され、工事監督支援業務に従事していた。
- 2 被災者は、平成○年○月○日午前○時○分頃、本件出張所の車庫内で縊死しているのを発見された。死亡診断書には、死亡したとき：「平成○年○月○日午後○時頃（推定）」、直接死因：「縊死」、死因の種類：「自殺」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

被災者の精神障害の発病及び死亡が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 被災者の精神障害の発病の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成○年○月○日付け意見書において、請求人及び関係者からの聴取調査等を踏まえた上で、被災者は、平成○年○月初旬頃にＩＣＤ－１０診断ガイドラインにおける「Ｆ３２．０ 軽症うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病した旨述べている。

当審査会としても、請求人の症状の経過等に照らすと、専門部会の意見は妥当であると判断する。

- (2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成２３年１２月２６日付け基発１２２６第１号。以下「認定基準」という。その要旨については、決定書別紙の記載を引用する。）を策定しており、当審査会は、その取扱いを妥当と判断することから、以下、認定基準に基づき検討する。

- (3) 被災者の本件疾病発病前おおむね６か月間（以下「評価期間」という。）において、認定基準別表１「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表１」という。）の「特別な出来事」に該当する出来事は認められない。

- (4) そこで、評価期間における「特別な出来事」以外の出来事について、請求人は、要旨、①工事の変更処理に係る業務負荷が過重であった、②平成○年○月から同年○月にかけて工事の変更処理により業務が多忙であった、③いじめ、嫌がらせ等があったと主張しているので、以下検討する。

ア 工事の変更処理

被災者は、会社とＤ事務所との間で締結した業務委託契約に基づき工事監

督支援業務を行っており、担当していた本件出張所管内の工事に工法等の変更があった場合は、変更資料等の作成を行っていた事実があることから、この出来事を認定基準別表1の具体的出来事「顧客や取引先から無理な注文を受けた」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に該当するとみて、以下検討する。

F部長は、要旨、「変更作業で、新たに見積書等が必要になった場合、原則的に河川事務所が業者に依頼するというルールがあるが、出張所の方が工事の詳細を把握しているため、実際にはD事務所から本件出張所に依頼がきて、本件出張所の職員から被災者に依頼されることもあった。」、「本件出張所に限ったことではなく、他の担当技術者も行っている。」などと述べており、他の出張所でも同様のことが見受けられること、G係長は、「変更の作業は、施工業者からの書類をチェックして、訂正が必要なものは訂正してもらい、とりまとめたものを私と被災者の二人でD事務所に持って行き、内容の説明等を行っていた。被災者が一人で変更の作業を担当することはなかった。」などと述べており、変更処理は出張所職員と複数で行われ、同種の経験等を有する労働者であれば達成可能なものであったと考えられること、さらに、Hは、「平成○年度当時の本件出張所関係の工事について、特に大きなトラブルになったものはなかったと思う。」と述べていることなどの事情からすると、被災者が困難な業務に従事する事態になっていたとは認め難く、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、その心理的負荷の強度の総合評価は「弱」とであると判断する。

イ なお、請求人は、Iの業務実施報告書に「○課 J係長H 本件出張所、変更資料の対応が悪いと苦情、是正致しますと答えました。」（平成○年○月○日）との記載があることから、被災者は、工事の変更処理に際して、D事務所から、資料が不適切であるとのクレームを受けていたと考えられるものであり、この点も「顧客や取引先からクレームを受けた」（出来事の類型12）に該当すると主張している。

しかしながら、同報告書の記載について、K所長は、「何についてのことか心当たりはありません。」と述べているところ、当該記載内容が事実であるとしても、変更資料の提出は本件出張所の判断で行われたものと考えられ、その責任は本件出張所にあり、被災者は業務委託契約に基づき工事監督支援

業務の一環として資料等を作成していたにすぎず、同苦情を理由に発注元から被災者に対し何らかの処分等が言い渡されたという事情もうかがわれないことから、被災者に対するクレームであったとはいえ、上記請求人の主張は採用できない。

ウ 工事の変更処理による時間外労働時間の増加

被災者は、平成○年○月から同年○月にかけて工事の変更処理のために業務が多忙となっており、発症前２か月目の時間外労働時間数は６５時間３０分に達している。同時間外労働時間数は、発症前３か月目及び発症前４か月目と比較すると２０時間以上増加していることから、同出来事については、認定基準別表１の具体的出来事「仕事内容・業務量の変化（大きさ）を生じさせる出来事があった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に該当するとみて検討する。この点、同時期について業務量が増加していることは事実であると認められるも、工事件数についてみるとほぼ例年並みであり、変更処理は、年度末が工期末になっている工事が多いため、業務量が増加したものと推認されるところであり、すでに一定の経験を有していた被災者にとっては、大きな業務量の変化であったとは評価し得ないことから、当審査会としては、その心理的負荷の強度の総合評価は「弱」とであると判断する。

エ 上司とのトラブル

被災者は、会社外においてもⅠから怒鳴られたり、にらまれていたものであり、指導の範囲を逸脱した言動であったと判断すべきであると主張する。

被災者とⅠとの関係について、会社によるⅠからの聞き取り調査によると、「平成○年度までⅠと被災者は同格の同僚だったが、平成○年度からは、Ⅰは管理技術者になり、被災者はⅠの下で担当技術者として勤務していた。」、「長く道路での仕事に従事していた被災者は、河川の業務でⅠの指導の下の勤務であり、Ｄ事務所管内の事情に熟知しているⅠとでは歴然と差があったが、これまで同格であったこともあり、少しずつ被災者のⅠへの態度が変わった。」、「Ⅰが本件出張所で○回程被災者を指導したことはあったが、他の皆も見えており、我々の感覚では、通常の指導や怒り方であったのも事実で、それ以外の交流は、二人にはない。」などと述べたと記載されている。

Ⅰの被災者への態度については、打合せで顔を合わせた際にも、Ⅰが大きな声で怒鳴ったり、強く叱責しているような様子は現認されておらず、また、

警察が被災者の携帯電話の履歴を確認したところ、I が被災者に個人的に電話をしていた形跡もないとされている。

もつとも、会社関係者及び本件出張所職員の複数が、被災者から、I から怒鳴られる、にらまれる、きつい言い方をされたとの話を聞いていたと申述していることからすると、I から何らかの強い指導・叱責を受けた可能性はあるものと考えられるが、上記申述には、I の被災者への対応が業務指導の範囲を逸脱する程度のものであったとする証言等はなく、さらに、長期間にわたりこうした指導等が継続していたことを裏付けるような資料も認められない。

当審査会としては、同出来事を認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に該当するとみて検討するも、決定書理由に説示するとおり、その心理的負荷の強度は「中」とであると判断する。

- (5) 上記(4)のとおり、被災者には心理的負荷の総合評価が「弱」の出来事が2つ、「中」の出来事が1つ認められるが、その業務による心理的負荷の全体評価は「強」に至らないことから、被災者に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、その死亡も業務上の事由によるものとは認められない。

3 結 論

以上のとおりであるので、本件処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。